令和7年度 介護職員奨学金返済·育成支援事業費補助金説明資料

Ⅱ補助金の申請手続き等について

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護人材担当

目次

1. 事業の詳細・注意点について ···P1~P16

2. 書類提出について

•••P17~P23

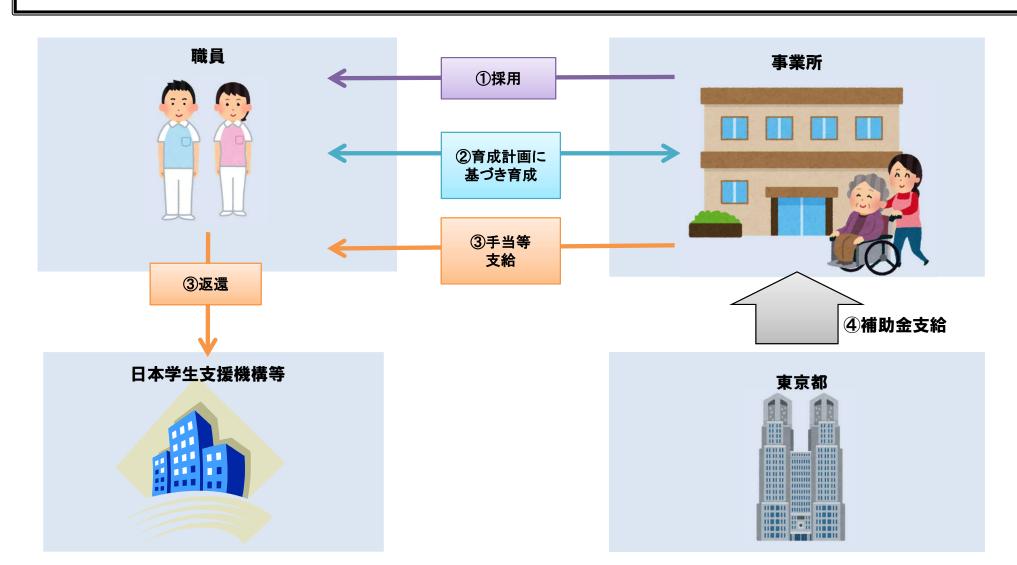
3. 申請例①基本編(当初申請)

•••P24~P27

4. 申請例②応用編 (年度途中の補助終了の場合等) •••P28~P32

1 事業の詳細・注意点について

- ①介護保険事業所等が介護業務未経験者等を常勤介護職員として採用
- ②育成計画に基づき育成
- ③当該職員が在学中(大学、短大等)に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給
- ④都が事業者に対して補助



以下の2つの要件を満たす、都内の介護保険施設・事業所

- (1) 令和7年4月1日現在、介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢを取得している事業所(※1)
- (2) 令和7年4月1日現在、職員に対する資格取得支援制度を有する事業所(※2)
- ※1 障害福祉サービス等事業者における「福祉・介護職員等処遇改善加算」とは異なります。
- ※2 「介護職員初任者研修」「実務者研修」「介護福祉士国家試験」3つ全てを対象とする。 令和7年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、職員の4月1日以降の資格取得を支援の対象と する場合(4月1日に遡及して適用する)は、本事業の対象となる。

サート	ごスの種類
訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
通所介護	(介護予防)認知症対応型通所介護
(介護予防)短期入所生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防)短期入所療養介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(介護予防)通所リハビリテーション	地域密着型通所介護
(介護予防)特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設
定期巡回•随時対応型訪問介護看護	介護老人保健施設
夜間対応型訪問介護	介護医療院
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	

- (注1)都内に所在する介護保険施設・事業所とする。
- (注2)国又は地方公共団体が設置・運営する介護保険施設・事業所は除く。(指定管理者が管理するものは対象)
- (注3)介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

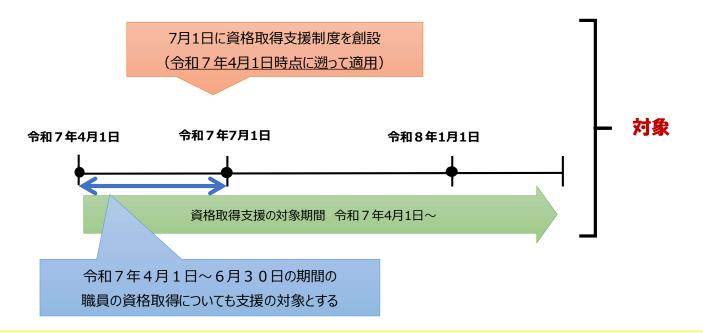
対象事業所要件に関する注意事項

手引きP. 4

令和7年4月1日現在、「介護職員初任者研修」「実務者研修」、「介護福祉士国家試験」の3つ全ての資格取得支援制度を有する。

※資格取得支援制度について、令和7年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、職員の4月1日以降の資格取得を支援の対象とする場合(4月1日に遡及して適用する)は、本事業の対象となります。

参考例



- ※資格取得支援制度は、
 - ①金銭的な支援、②時間的な支援、③職場内での資格取得のための研修実施などです。(Q&A 10~16)

- 次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、対象事業所に在籍している者
- (1) 新規対象者(以下①から⑤の全てに該当する者)
 - ① 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに補助対象事業者に常勤の介護職員(有期雇用を除く)として採用されること。
 - ② ①の採用日までに、学校等(※1)を卒業していること。
 - ③ 令和7年4月1日時点で、介護福祉士となる資格を有していないこと。
 - 4 奨学金を現に返済していること。
 - ⑤ 補助対象事業者に採用される日以前に、介護職員として通算6か月を超えて勤務した経験(※2)がないこと。ただし、学校等の在籍中にアルバイト等として勤務した経験を除く。
 - (※1)「学校等」とは、学校教育法に定めがある大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校をいう。
 - (※2) 高齢又は障害分野の事業所において、介護職員として勤務した経験をいう。
- (2)継続対象者(以下①から④の全てに該当する者)
 - ① 令和6年度に本事業の対象者であった者。(※3)
 - ② 奨学金を現に返済していること。
 - ③ 補助対象事業所に在籍していること。
 - ④ 常勤の介護職員(有期雇用を除く)として勤務していること。
 - (※3) 令和2年度、令和3年度、令和4年度又は令和5年度の本事業の対象者であって、長期休業により奨学金返還期限の猶予中であること等のやむを得ない事情によって令和6年度の本事業の対象者とならなかった者を含む。

詳細

- (1)① 常勤の介護職員とは、週32時間以上勤務する雇用契約を結んでいる者。
- (1)③ 「介護職員初任者研修」及び「実務者研修」の修了者は対象。 社会福祉士や精神保健福祉士となる資格を有する者は対象。
- (1) ④ 奨学金は、「日本学生支援機構」「地方公共団体(※)」「学校等(対象者が修了又は卒業)」による貸与型に限定。
 - (※) 高校奨学金事業については、都道府県の所管する公益法人を含む。
- ※令和7年1月1日以前に法人に採用された介護職員は、令和6年度までに申請しなかった場合、 令和7年度以降の補助対象にはなりません。

補助対象経費•補助額

手引きP. 2

事業者が奨学金返済相当額として、手当等により支給した額の全額(1人当たり月5万円、年60万円を上限)

詳細

- ① 支給方法は、基本給、手当、賞与(一時金)のいずれか。
- ② 令和7年度に補助対象となる手当等の額は、 新規対象者の場合、補助対象期間の開始月から令和8年3月31日までに対象者に支給した額。 継続対象者の場合、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに対象者に支給した額。
- ③ 補助額は以下3つを比較したうちの最も低い額になりますので、ご注意ください。
 - ア. 在籍期間中の奨学金返済手当等の対象者への支給額(実際の支給額)
 - イ. 対象者の奨学金返済額(補助対象期間中)
 - ウ. 補助基準額

一番小さい額が補助金の支給額

ア. 実際の支給額

手当等月額×補助対象月数(在籍期間)

<u>イ. 対象者の実際の</u> 奨学金返済額

(補助対象期間中の返済額)

ウ. 補助基準額

月5万円×補助対象月数(在籍期間)

【例】

Aさん : 補助対象期間6月~3月、奨学金返済額3万円/月、毎月手当で2万円支給

ア. 2万円×10月=20万円 イ. 3万円×10月=30万円 ウ. 5万円×10月=50万円 ※月当たりの手当額は補助基準額5万円以下。



補助金額は20万円

補助対象経費の範囲に関する注意事項

手引きP.5

令和7年度は、継続対象者の場合は令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、新規対象者の場合は補助対象期間の開始月から令和8年3月31日までに、補助対象者に支払った奨学金返済手当等が補助の対象となります。 なお、補助対象とするには、支給日が令和8年3月31日以前である必要があります。「3月分の奨学金返済手当」を4月以降に支給した場合は令和7年度の経費としては対象外となりますので、ご注意ください。

例

- ・手当の支給額 対象職員の一月の奨学金返済額を手当で支給。
 - 当月分の給与(手当含む)を翌月に支給する。(例:4月分の給与は5月に支給)
- ·奨学金返済額 月賦:1万円 半年賦:6万円(7月·1月)

単位:(万円) 令和7年度 令和8年度 4月 9月 5月 5月 6月 7月 8月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 対 象 奨学金返済額 7 1 者 賃金計算期間 法 給与支給

> 令和7年度中に法人が支給した額(点線)が補助対象。 例の場合、5月~3月に支給した23万円が令和7年度の補助対象となる。

補助対象経費に関する注意事項(手当の場合)

手引きP. 6

補助額は、以下3つを比較したうちの最も低い額になりますので、ご注意ください。

- ①在籍期間中の奨学金返済手当等の対象者への支給額
- ②対象者の奨学金返済額
- ③補助基準額(月5万円×在籍期間)

例:手当で支給する場合

- ・手当の支給額 手当2万円/月(年間返済額24万円/12ヵ月)
- ·奨学金返済額 月賦:1万円 半年賦:6万円(7月·1月)
- ※分かりやすくするため、奨学金返済手当等制度開始は4月からとします。

予定						令和	7年度						単位:(
L P &	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
対 象 奨学金返済額 者	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24
法 人 手当で支給	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

在籍期間4月~12月中の、

- ①手当支給額 18万
- ②奨学金返済額 15万
- ③補助基準額 45万 (5万×9月)

を比較して最も低い額<u>15万</u> が補助対象となる。

対象者が12月末で退職等により補助の対象外となった場合

実績						令和	7年度						単位:(7	5円)
关棋	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	12月までの計
対 象 奨学金返済額 者	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24	15
法 人 手当で支給	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	18

補助対象経費に関する注意事項(一時金・賞与の場合)

手引きP. 6

補助額は、以下3つを比較したうちの最も低い額になりますので、ご注意ください。

- ①在籍期間中の奨学金返済手当等の対象者への支給額
- ②対象者の奨学金返済額
- ③補助基準額(月5万円×在籍期間)

例:一時金・賞与で支給する場合

- ・一時金(賞与)の支給額 一時金(賞与)で年間返済額24万円を支給
- ·奨学金返済額 月賦:1万円 半年賦:6万円(7月·1月)
- ※分かりやすくするため、奨学金返済手当等制度開始は4月からとします。

	予定						令和	7年度						単位:(万円
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
対象者	奨学金返済額	1	1	1	7	1	1	1		1	7	1	1	24
法人	一時金で支給												24	24

在籍期間4月~12月中の、

- ①手当支給額 0
- ②奨学金返済額 15万 ③補助基準額 45万
- (5万×9月) を比較して最も低い額が0 (支給する前に退職)のた
- め、補助額は0円となる。

対象 孝が12 E	末で退職等に	トリ油町の	対象が	レなった場合
※1条台が12月	一大じ返脚寺に	より作用リレ	ノメリ 多大ツト	とはつに場合

実績		令和7年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	12月までの計	
対 象 奨学金返済額 者	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24	15	
法 人 一時金で支給												24	24	0	

一人当たり、補助対象期間の開始月から連続する5年間を上限

補助対象期間の開始月は、次の4要件を全て満たした月とする。

- ①職員の採用
- ②奨学金返済手当等制度の創設
- ③奨学金返済手当等の支給開始
- ④奨学金返済開始
- ※令和7年度は、<u>交付基準日(令和8年1月1日)まで</u>に上記の要件を全て満たしていることが必要です。 ただし、秋入学・秋卒業のため交付基準日時点で返済開始前である場合等はご相談ください。
- ※<u>令和8年1月2日以降に法人に採用された職員については、今年度は補助の対象外</u>となります。 令和8年度にお申込みください。

なお、上記の方に令和8年1月~3月の奨学金返済相当額を支給した分については次年度(令和8年度)の補助の対象にはなりませんのでご注意ください。

- (1) 奨学金返済手当支給対象者の育成計画を作成し、手当等を支給していること。
- (2) 【令和3年度以降に初めて補助対象となった者】 補助対象期間の開始月から、
 - ① 1 年以内に介護職員初任者研修を修了
 - ②3年以内に実務者研修を修了
 - ③4、5年目に介護福祉士国家試験を受験(合否は問わない)すること。

【令和2年度に初めて補助対象となった者】 補助対象期間の開始月から、

- ①2年以内に介護職員初任者研修を修了
- ②4年以内に実務者研修を修了
- ③ 5年目に介護福祉士国家試験を受験(合否は問わない)すること。

①休業期間中に対象者が奨学金返済を継続する場合

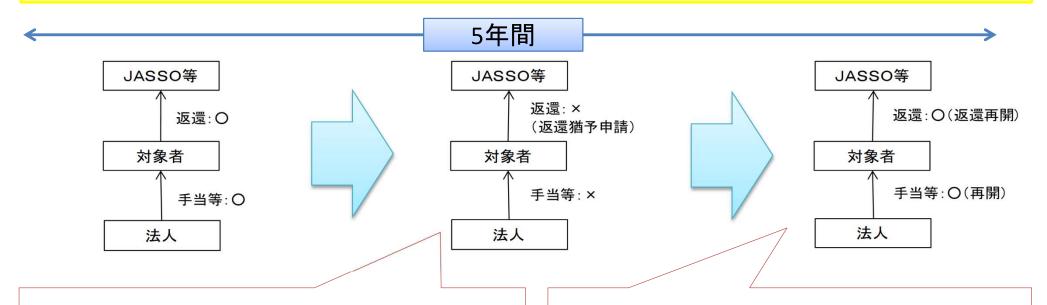
※他の補助要件を満たすことが前提

法人から対象者に手当等が支給される場合、補助の対象になります。 また、休業期間は補助対象期間(5年間)のうちに含まれます。

②休業期間中に対象者が返還猶予制度を活用した場合

※他の補助要件を満たすことが前提

以下の取り扱いとなります。また、休業期間は補助対象期間(5年間)のうちに含まれます。

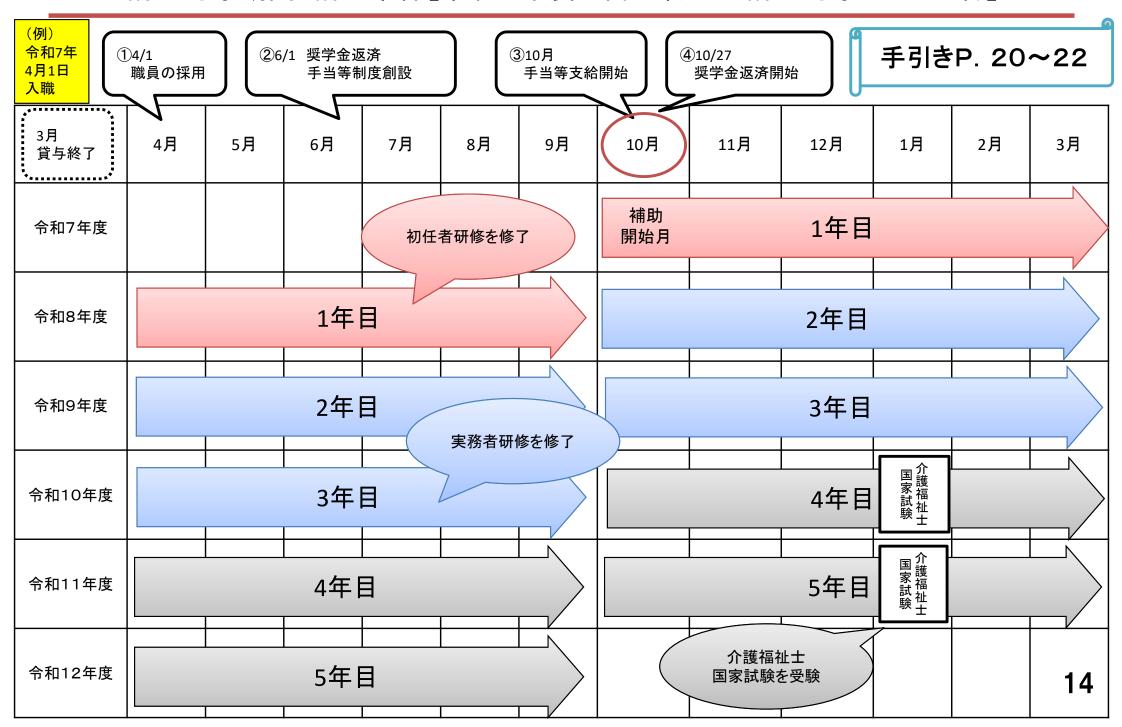


この期間は奨学金の返済がなく、手当等の支給もないため、補助金の支給の対象とはなりません。 ただし、対象者名と返還猶予期間中である旨を法人が都へ申請することで、復帰後、補助対象となります。 ※返還猶予中であることの証明書の提出必須 奨学金の返還を再開し、手当等の支給も再開した 場合、補助金支給の対象となります。

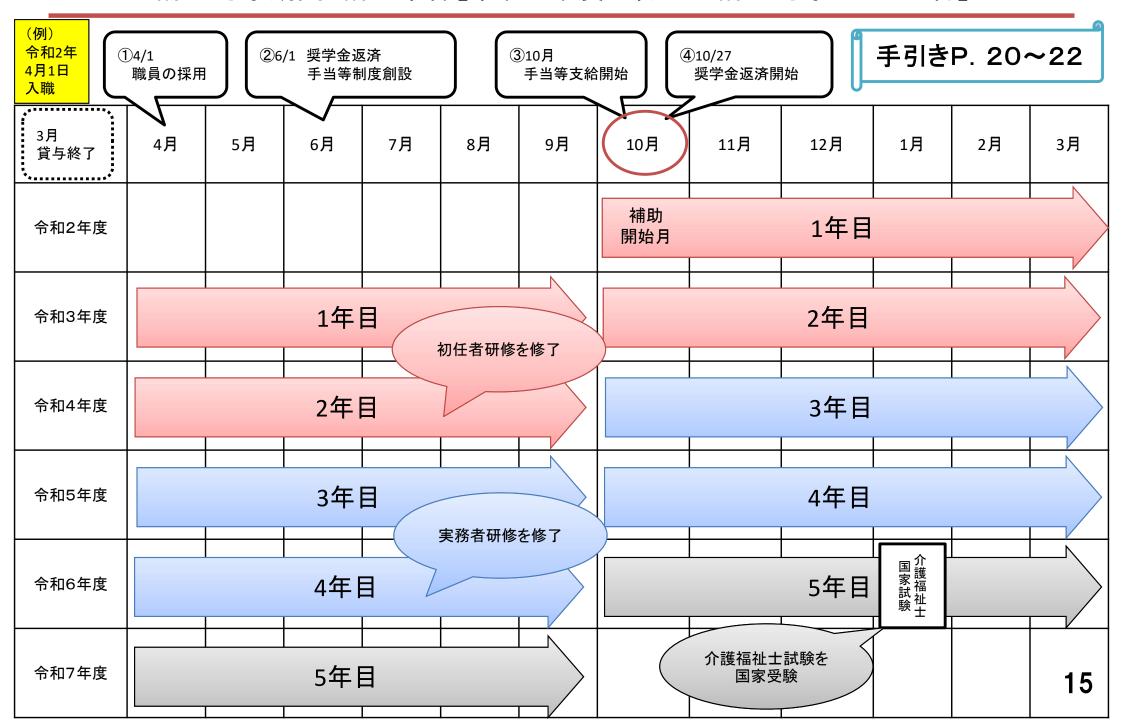
ただし、補助対象期間開始月から開始する資格取得要件を満たしている必要があります。

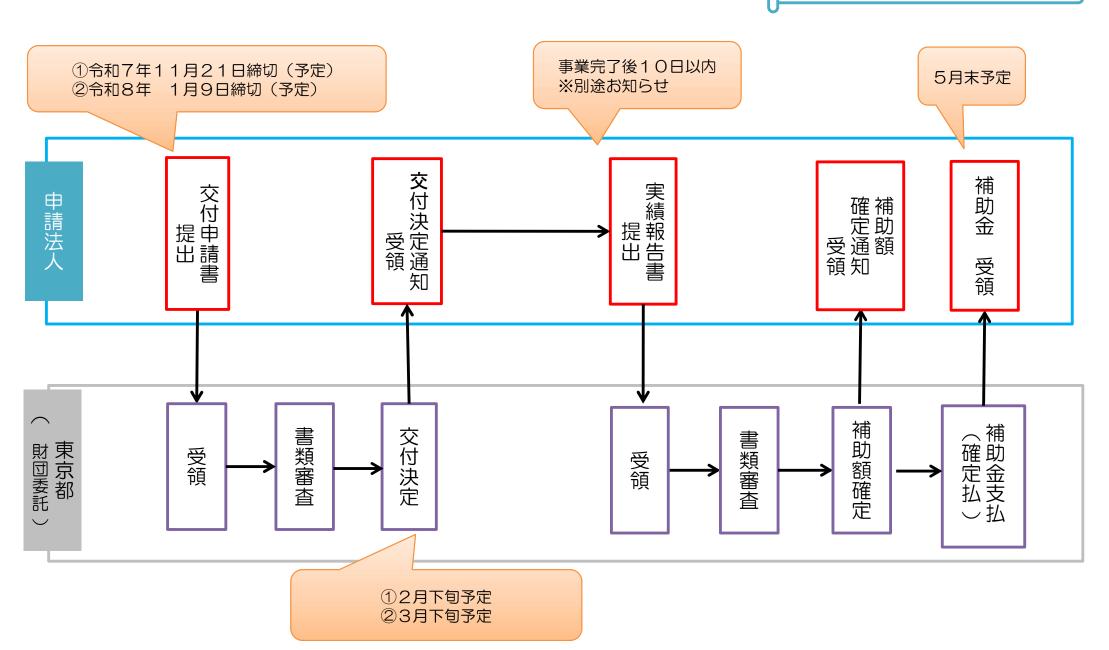
また、返還猶予期間中、補助金の支給はありませんが、補助対象期間5年間の中に含まれます。

補助対象期間・補助条件【令和3年度以降に初めて補助対象となった者】



補助対象期間・補助条件【令和2年度に初めて補助対象となった者】





2 書類提出について

手引きP. 8、23~27

交付決定(予定)

- ①令和8年2月下旬
- ②令和8年3月下旬

交付申請書



提出期限【予定】

- ① 令和7年11月21日(金)
- ② 令和8年1月9日(金)
- ※詳細は別途通知

実績報告書



支払(予定) 令和8年5月下旬 事業完了後10日以内 ※詳細は別途通知

番号	提出書類名	様式等	提出時 チェック欄	備考
1	介護職員奨学金返済·育成支援事業提出書類一覧(交付申請時)	本票	✓	
2	交付申請書 ※1法人1枚	別記様式第1号	√	
3	交付申請内訳(事業所別) ※全事業所分	別記様式第1号-2	✓	
4	雇用等証明書兼誓約書	別紙様式1	✓	
5	歲入·歲出予算書(抄本) ※全事業所分	参考様式	√	
6	奨学金返還証明書等 ※令和7年4月1日以降に取得したもの ※奨学金を返済中であること及び1月当たりの返済額が分かる書類		√	
7	卒業証書(写)等 ※対象者が卒業した年月日が分かる書類 ※奨学金返還証明書等に記載されている学校名と一致しているかご確認ください ※昨年度申請された対象者の方については、提出不要です。		√	
8	育成計画書、職員キャリアアップ(育成)計画書 ※提出日時点で記載できている範囲までを提出してください	参考様式	√	
	保有資格に関する書類 ※「保有資格に関する書類の提出について」を確認の上、各職員について、 交付申請時に提出が必要な書類を提出してください。			
9	介護職員初任者研修修了証(写)		✓	
	実務者研修修了証(写)		. √	
	介護福祉士試験合格通知(写)		L	
10	資格取得支援制度に関する書類 ※令和7年4月1日時点で職員に対して資格取得支援を行っていることが分かる書類			
11	印鑑証明書(原本) ※令和7年4月1日以降に取得したもの		ί_ ,	

[※]その他必要に応じて書類の提出をお願いするこ場合があります

【必要な項目】

- ①対象者本人の氏名
- ②割賦方法

③割賦額

4返還期限

- ⑤学校名
- ⑥令和7年4月1日以降発行のものであること がわかる日付
- ⑦令和7年4月以降の返済が確認できること
- ※日本学生支援機構の証明書発行に時間を 要する場合
- ⇒奨学金返済者本人のマイページ 「スカラネットパーソナル」の画面 (上記1)~7の項目が確認できる画面を 印刷した書類の提出も可能)

「保有資格に関する書類の提出について」 (手引きP. 27) にて、各職員について 交付申請時に提出が必要な書類を確認して ください。

参考:日本学生支援機構



上記のとおり相違ないことを証明する。

平成**年 **月**日

日付

東京都新宿区市谷本村町10-7 独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業戦略部長





実績報告 提出書類(一部)

手引きP. 36~45

番号	提出書類名
1	介護職員奨学金返済·育成支援事業提出書類一覧(実績報告時)
2	実績報告書 ※1法人1枚
3	実績報告内訳(事業所別) ※全事業所分
4	歳入歳出決算書(抄本) ※全事業所分
5	育成計画書、職員キャリアアップ(育成)計画書
	手当等支給に係る書類
	就業規則等(写) ※手当等を支給する根拠となる書類を提出してください。
6	賃金台帳(写)又は給与明細(写) ※令和8年3月31日までに支給したことがわかる書類 ※マーカーを付ける、○で囲む等、該当の手当等がどこに記載されているのか分かるようにしてください。 ※他の手当との合算金額が記載されている場合は、奨学金返済手当とその他手当の各金額が分かるよう内訳も記載してください。
7	支払金口座振替依頼書

【対象者の雇用状況等に変更がある場合】

雇用状況等変更届出書
※以下に該当する場合、提出してください。
①交付申請後、対象者が事業所を異動した場合
②交付申請後、対象者が改姓した場合
③交付申請後、異動・退職(3月末時点での異動・退職含む)により補助が終了となった場合
④その他、交付申請後に変更事項があった場合(例:勤務時間等)

対象者の雇用状況に変更がある場合、提出して ください。

- ①交付申請後、対象者が事業所を異動した場合
- ② 交付申請後、対象者が改姓した場合
- ③年度途中で、異動・退職(3月末時点での異動・退職含む)により補助が終了となった場合

【就業規則等】

奨学金返済相当額を手当や一時金等で支給する 根拠となる書類。

【賃金台帳または給与明細】

手当等が実際に支給されていることが確認できる書類。 ※他の手当と合算の場合は内訳も明記

日付は必ず **空欄で**提出

◇本事業の補助条件

育成計画書を作成し、育成計画に基づいて対象者を育成すること。

◇様式

事業所独自の様式がある場合は、必須項目が含まれている場合に限り、 事業所独自の様式をご提出いただいてかまいません。

- ※必須項目については、手引きをご確認ください。
- ※項目名は、同じ内容であれば異なる表記でもかまいません。 (例)「氏名→名前」、「育成担当者→チューター」など

◇東京都の様式

- 新任職員:令和7年度新任職員育成計画書
 ※育成担当者は、所属長の方が兼務していただくことも可能です。
- ▶ 2年目以降:令和7年度職員キャリアアップ(育成)計画書

育成(キャリアアップ)計画に基づいて計画的なキャリアップを目指す!



				育成計画			
			到達目標	4導・育成スケジュー/	指導育成方法	達成時期	達成状況
	心構え	1					
20 20 1230 1240	態度	2					
	規律	3					
		4					
	8	5					
and the same of th		6					

育成記録 (年度途中)	月	日面談実施	育成記録 (年度末)	月	日面談実施						
新任職員			新任職員								
at Albania											
育成担当者			育成担当	5							
所属長			所属長								
			17								
			×								

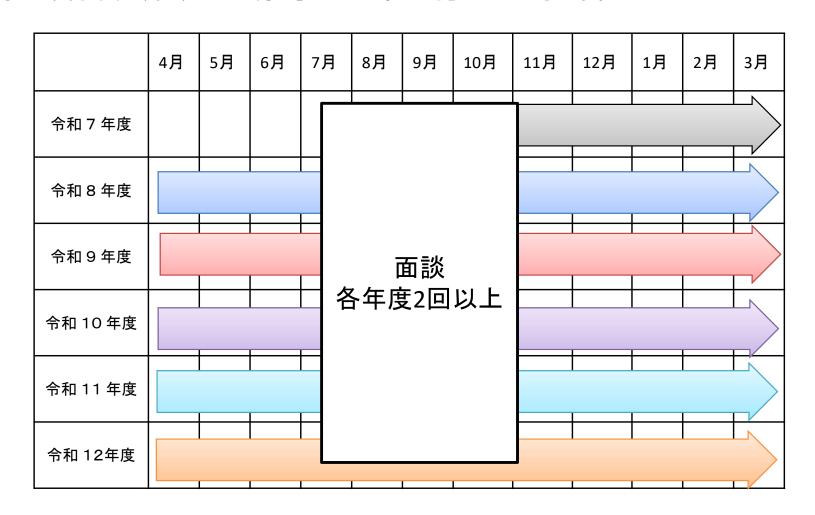
育成計画書

◇育成計画の作成期間

新任職員:採用月(遅くとも補助対象期間開始月)から3月(年度末)

▶ 2年目以降の職員:4月(年度初め)から3月(年度末)

※補助対象期間とは異なり、年度末までの育成計画・記録をご提出いただきます。



3 申請例①基本編(当初申請)

申請例①-1 月賦返還の場合

手引きP. 30~32

≪想定ケース1≫保健 次郎

◆補助対象期間

- ①採用 令和7年4月1日
- ②手当制度創設 令和元年7月
- ③手当支給開始 令和7年10月
- ④奨学金返済開始 令和7年10月27日

→補助対象期間は 10月から

◆奨学金返還について

【割賦方法】月賦

【割賦額】 14,333円

【返還開始】 令和7年10月27日から

◆手当等の支給について

【方法】每月手当

【月当たりの支給額】14,300円

奨学金返還証明書に記載された年間の 返還額を12で除した額を記入します。

(単位:円)

(単位:円)

別記様式第1号-2 交付申請内訳 2枚目

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

NO	氏名	返還方法※ <u>3</u>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	返済額 (総額)	一月当たりの返済額 (返済年額/12ヵ月) ※4	今年度 返済月数 ※5
1	保健 次郎	月賦							14.333	14,333	14,333	14,333	14,333	14,333	85,998	14.333	6

5 支給スケジュール(今年度の月ごとの支給額を入力すること)※6

NO	0	氏名	支給方法※ <u>7</u>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支給額 (総額)	一月当たりの支給額	今年度 支給月数 ※8
1	保	健 次郎	手当							14.300	14.300	14,300	14,300	14,300	14,300	85,800	14,300	6

別記様式第1号-2 交付申請内訳 1枚目

自動計算されます

2 対象者ごとの補助全な付由語類

No	氏名	奨学金返済相当 手当等支給額 (A)※1	寄付金その他 収入額 (B)	寄付金を除く 支給額 (C)	奨学金返済額 (D)※2	補助基準額 (E)※3	選定額 (F)※4	補助金交付申請額 (G)※5
1	保健 次郎	85,800		85,800	85,998	300,000	85,800	85,000

補助金交付申請額は、 千円未満切り捨てです。

選定額は、以下の3つを比較したうちの最も低い額となります。 ⇒ 最も低い額であるア 85,800円が選定額となります。

- 奨学金返済手当等の実際の支給額 85,800円(=14,300円×6か月)
- 実際の奨学金返済額 85,998円 (=14,333円×6か月) イ.
- 補助基準額 300,000円 (=50,000円×6か月)

申請例①-2 月賦半年賦併用返還の場合

手引きP. 30~32

≪想定ケース2≫福祉 月子

◆補助対象期間

- ①採用 令和7年7月1日
- ②手当制度創設 令和元年7月
- ③手当支給開始 令和7年7月
- ④奨学金返済開始 平成27年10月27日

→補助対象期間は 7月から

◆奨学金返還について

【割賦方法】月賦半年賦併用 【割賦額】

月賦 12.641円 半年賦 75.846円

【返還開始】 平成27年10月27日から

◆手当等の支給について

【方法】每月手当 【月当たりの支給額】 25,282円

イ / / / / / / /

【一月当たりの返済額の算出方法】 年額303,384円÷12月 = 25,282円 ※端数は切り上げ

(単位·四)

(単位:四)

別記様式第1号-2 交付申請内訳 2枚目

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

NO	氏名	返還方法※ <u>3</u>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	返済額 (総額)	一月当たりの返済額 (返済年額/12ヵ月) ※4	今年度 返済月数 ※5
2	福祉 月子	月賦半年賦併用				88.487	12,641	12.641	12.641	12.641	12,641	88,487	12.641	12.641	265,461	25.282	9

5 支給スケジュール(今年度の日ごとの支給額を入力すること)※6

<u> </u>	文 和 ハ ノ ノ ユ	ル、「十及の	71000			<u>~\U</u>											(+12:13)
NO	氏名	支給方法※ <u>7</u>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支給額 (総額)	一月当たりの支給額	今年度 支給月数 ※8
2	福祉 月子	手当				25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25.282	25,282	227,538	25,282	9

自動計算されます

別記様式第1号-2 交付申請内訳 1枚目

2 対象者ごとの補助金交付申請額

					_ 1	ウ		
No	氏名	奨学金返済相当 寄付金その 手当等支給額 収入額 (B)		寄付金を除く支給額 (C)	奨学金返済額 (D)※2	補助基準額 (E)※3	選定額 (F)※4	補助金交付申請額 (G)※5
2	福祉 月子	227,538		227,538	227,538	450,000	227,538	227,000

補助金交付申請額は、 千円未満切り捨てです。

選定額は、以下の3つを比較したうちの最も低い額となります。 ⇒ 最も低い額であるア・イ 227,538円が選定額となります。

- ア. 奨学金返済手当等の実際の支給額 227,538円(=25,282円×9か月)
- イ. 実際の奨学金返済額 227,538円 (=25,282円×9か月)
- 補助基準額 450,000円 (=50,000円×9か月)

補助上限額の考え方について

≪想定ケース2≫福祉 月子

◆補助対象期間

- ①採用 令和7年7月1日
- ②手当制度創設 令和元年7月
- ③手当支給開始 令和7年7月
- ④奨学金返済開始 平成27年10月27日

→補助対象期間は 7月から

◆奨学金返還について

【割賦方法】 月賦半年賦併用 月賦 12.641円 半年賦 75.846円 【返還開始】 平成27年10月27日から

◆手当等の支給について ※3つの支給方法が想定される

支給例(1)

-補助対象期間中(7~3月)の返済総額265,461円を補助対象月数9月で均した 額を毎月手当で支給。

奨学金返済手当等をどのように支給するかについて検討するため、

3つの奨学金返済手当等の支給パターンを比較してみます。

支給例②

・年間の返済総額303,384円を12月で除した額を毎月手当で支給。 支給例③

・年間の返済総額303,384円を12月で除した額を3月に一時金で支給。

実際の返還額(例) 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 補助対象期間(7月~ 補助対象期間は 半年賦 75.846 75.846 7月~3月→ 奨学金返済額 303.384 (年間) 12,641 月賦 12.641 12.641 12.641 12.641 12.641 12.641 12.641 12.641 12.641 12.641 12.641 月当たりの返済額 25.282 25.282 25.282 25.282 25.282 25.282 25.282 25.282 25.282 25.282 25.282 25.282 303.384 ※年間額を12月で除す パターンです。 →年間額303,384÷12か月 = 25,282円

3月)の実際の返済額 (枠内) の合計額は、 月賦12,641円×9回 + 半年賦75,846円×2回 **⇒265,461円です。** 支給例①は、この額を 月割りして毎月支払う

支給例①	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
毎月手当で月当たり(<u>補助対象期間中</u> の返済額:補助対象月数)の奨学金返 済相当額を支給				29,501	29,495	29,495	29,495	29,495	29,495	29,495	29,495	29,495	265,461
支給例②	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
毎月手当で月当たり(<u>1年間の返済総額</u> <u>÷12月</u>)の奨学金返済相当額を支給				25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	227,538
支給例③	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3月に一時金で支給												227,538	227,538

上限額

上限額は

227.538円

月当たりの奨学金返 済額(25.282円)

補助対象月数(9月) =227.538円

で算出されます。

奨学金返済手当等として、**7月~3月の実際の返済額**(計**265,461円)を支払った場合(支給例①)も、**

(前頁イ:月当たりの返済額25,282円×9か月=227,538円)が上限となります。 補助金の額は、「奨学金返済額」

227,538円が選定額となります。

4 申請例②応用編 (年度途中の補助終了の場合等)

申請例②-1 年度途中の補助終了の場合(1)

手引きP. 30~40

≪想定ケース3≫健康 花子

◆補助対象期間

- ①採用 令和6年4月1日
- ②手当制度創設 令和元年7月
- ③手当支給開始 令和6年10月
- ④奨学金返済開始 令和6年10月27日

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

※令和7年12月31日付けで退職

→補助対象期間は 4月~12月

◆奨学金返還について

【割賦方法】月賦半年賦併用 【割賦額】 月賦7,000円

半年賦42,000円

【返還開始】 令和6年10月27日から

◆手当等の支給について 【方法】每月基本給

【月当たりの支給額】14,000円

交付申請

別記様式第1号-2 交付申請内訳 2枚目

NO	氏名	返還方法※ <u>3</u>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	129	1月	2月	3月	返済額 (総額)	一月当たりの返済額 (返済年額/12ヵ月) ※4	今年度 返済月数 ※5
4	健康 花子	月賦半年賦併用	7.000	7.000	7.000	49.000	7.000	7,000	7.000	7.000	7.000	49.900	7.000	7.000	168,000	14.000	12
5	支給スケジュー	·										(単位:円)					
NO	氏名	支給方法※ <u>7</u>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 7	支給額 (総額)	一月当たりの支給額	今年度 支給月数 ※8
4	健康 花子	基本給	14.000	14.000	14.000	14.000	14.000	14.000	14.000	14.000	14.000	14.000	14.000	14.000	168,090	14,000	12

実績報告

12月で補助対象期間が終了

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

別記様式第2号-2 実績報告内訳 2枚目

NC	氏名	返還方法 ※3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	返済額 (総額)	一月当たりの返済額 (返済年額/12ヵ月) ※4	今年度 返済月数 ※5
4	健康 花子	月賦半年賦併用	7,000	7.000	7.000	49.000	7.000	7.000	7.000	7.000	7.000)			105,000	14.000	9
5	支給スケジュー	ル(今年度の)	ごとの支紙	・ 給額を入力	すること) ※	6	•		•								(単位:円)
												士公克		今年度			

支給方法 支給額 NO 氏名 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 一月当たりの支給額 支給月数 ×7 (総額) **%**8 9 基本給 14.000 14.000 14.000 14.000 14.000 14.000 14.000 14.000 健康 花子 14.000 14.000 126,000

> 交付申請書提出後、令和7年12月31日付けで退職した場合は、補助対象期間が12月で終了となるた め、実績報告では、4~12月の9か月分を報告することになります。

(単位:円)

(単位:円)

申請例②-1 年度途中の補助終了の場合(1)

手引きP. 38~40

一月当たりの返済額

(仮済年額/12ヵ月)

×4

14.000

≪想定ケース3≫健康 花子

◆補助対象期間

- ①採用 令和6年4月1日
- ②手当制度創設 令和元年7月
- ③手当支給開始 令和6年10月
- ④奨学金返済開始 令和6年10月27日

※令和7年12月31日付けで退職

→補助対象期間は 4月~12月

◆奨学金返還について

【割賦方法】 月賦半年賦併用 月賦7,000円 【割賦額】

半年賦42,000円

【返還開始】 令和6年10月27日から

◆手当等の支給について

【方法】每月基本給

返済額

(総額)

105,000

【月当たりの支給額】14,000円

別記様式第2号-2 実績報告内訳 2枚目

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

ľ	4	健康 花子	月賦半年賦併用	7.000	7.000	7.000	49.000	7.000	7.000	7.000	7.000	7.000		
	NO	氏名	返還方法 ※3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

5 3	支給スケジュー.	ル(今年度の月	引ごとの支糸	合額を入力	すること) ※	€ 6							7	' - - - - - - - - - -	– 7 –		(単位:円)
NO	氏名	支給方法 ※7	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支給額 (総額)	一月当たりの支給額	今年度 支給月数 ※8
4	健康 花子	基本給	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14.000	14,000	14,000	14,000				126,000	14,000	9

自動計算されます

別記様式第2号-2 実績報告内訳 1枚目

2 対象者ごとの補助所要額

No	氏名	奨学金返済相当 手当等支給額 (A)※1	寄付金その他 収入額 (B)	寄付金を除く支給額 (C)	イ 奨学金返済額 (D)※2	補助基準額 (E)※3	交付決定額 (F)※4	選定額 (G)※5	補助所要額 (H)※6
4	健康 花子	126,000		126,000	105.000	450,000	168.000	105,000	105,000

年度途中の退職の場合、このセルのみ 金額を入力します。(自動計算されません。)

最も低い額である**イ 105,000円が選定額**となります。

補助所要額は、

千円未満切り捨てです。

- 選定額は、以下の**3つを比較したうちの最も低い額**となります。
 - 奨学金返済手当等の実際の支給額 126,000円
 - 実際の奨学金返済額 105,000円 イ.
 - 補助基準額 450,000円 (=50,000円×9か月)

(単位:円) 今年度

返済月数

Q

申請例②-2 年度途中の補助終了の場合(2)

手引きP. 30~40

≪想定ケース4≫東京 太郎

◆補助対象期間

- ①採用 令和3年10月1日
- ②手当制度創設 令和元年7月
- ③手当支給開始 令和3年10月
- ④奨学金返済開始 平成28年10月27日

※令和8年3月1日付けで 補助対象外事業所へ異動(転出)

> →補助対象期間は 4月~2月

> > 8月

8月

16.167

9月

16.167

月

10月

16.167

10月

11月

16.167

11月

10月

◆奨学金返還について

12月

16.167

12月

【割賦方法】月賦

【割賦額】 月賦16,167円

【返還開始】 平成28年10月27日から

1月

1月

12月

16.167

2月

16.167

2月

1月

16.167

3月

16.167

3月

194.004

◆手当等の支給について

【方法】一時金(3月に一括支給)

【月当たりの支給額】 16,167円

交付申請

東京 太郎

NO

NO

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

氏名 返還方法※3 4月 5月 6月 7月

4月

月賦 16.167 16.167 16.167 16.167

5 支給スケジュール(今年度の月ごとの支給額を入力すること)※6

5月

NO 氏名 支給方法※7

東京 太郎 一時余

別記様式1-2 交付申請内訳 2枚目

返済額

(総額)

194.004

支給額

(総額)

194,004

(単位:円)

今年度 一月当たりの返済額 (返済年額/12ヵ月) 返済月数 ×5

16.167 12

(単位:円)

今年度 一月当たりの支給額

支給月数

12 16.167

一月当たりの返済額

(返済年額/12ヵ月)

※4

実績報告

氏名

東京 太郎

2月で補助対象期間が終了

6月

7月

7月

7月

6月

別記様式2-2 実績報告内訳 2枚日

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

返還方法 4月 NO 氏名 ×3

東京 太郎 月賦

16.167 16.167 16.167

5月

5 支給スケジュール(今年度の月ごとの支給額を入力すること)※6

支給方法 4月 5月 **※**7

6月 一時金

16.167 16.167 16.167 16.167 16.167 16.167

9月

9月 10月 11月 12月 1月

11月

2月 177.837 194.004

2月

16.167

3月

3月

支給額 (総額) 177.837

返済額

(総額)

177.837

一月当たりの支給額

今年度 支給月数 **%8**

16.167

16.167

交付申請後、令和8年3月1日付けで補助対象外事業所へ異動した場合は、補助対象期間が2月で終了となります。

8月

8月

交付申請時点では一時金を3月に一括支給する予定でしたが、**奨学金返済手当等は対象者が在籍している間に支給する必要がある**ため、 この例では2月に支給しています。

なお、一時金を2月中に支給しない限り、奨学金返済手当等の支給額は0円となり、選定額(最も低い額)は0円となります。

(単位:円) 今年度

返済月数

※5

11

(単位:円)

11

申請例②-3 返済を滞納した場合 手引きP. 30~40 ≪想定ケース5≫新宿 宏美 ◆補助対象期間 ◆手当等の支給について ◆奨学金返還について ①採用 令和3年9月1日 【方法】每月手当 【割賦方法】月賦 ②手当制度創設 令和元年7月 →補助対象期間は 【月当たりの支給額】13,000円 【割賦額】 月賦13,000円 ③手当支給開始 令和3年9月 4月~3月 【返還開始】 平成29年10月27日から ④奨学金返済開始 平成30年10月27日 11月を除いた 11月分を 11か月となります。 滞納した場合 別記様式2-2 実績報告内訳 2枚目 1 4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2 (単体 田) 一月当たりの返済額 今年度 返還方法 返済額 NO 氏名 4月 5月 6月 8月 10月 11月 12月 1月 2月 (返済年額/12ヵ月) 返済月数 7月 9月 X3 (総額) ×4 Ж5 新宿 宏美 13.000 11 月賦 13.000 13.000 13.000 13.000 13.000 13.000 13.000 13.000 13.000 3.00D 143.000 13.000 5 支給スケジュール(今年度の月ごとの支給額を入力すること)※6 (単位:円) - ア — 今年度 支給額 支給方法 NO 氏名 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 一月当たりの支給額 支給月数 **※**7 (総額) **%8** 新宿 宏美 丰当 13.000 13.000 13.000 13.000 13.000 13.000 13.000 13.000 13.000 13,000 13.000 13.000 156,000 13,000 12 別記様式2-2 実績報告内訳 1枚目 自動計算されます 2 対象者ごとの補助所要額 奨学金返済相当 寄付金その他 寄付金を除く支給額 奨学金返済額 補助基準額 交付決定額 選定額 補助所要額 Nο 氏名 手当等支給額 収入額 (C) (D) × 2 (E) ×3 (F) × 4 (G) × 5 (H) × 6 (A) × 1 (B) 補助所要額は、 千円未満切り捨て 5 新宿 宏美 156.000 156.000 143,000 550.000 143.000 143.000 143.000 です。

選定額は、以下の3つを比較したうちの最も低い額となります。

⇒ 最も低い額である**イ 143,000円が選定額**となります。

- ア. 奨学金返済手当等の実際の支給額 156,000円
- イ. 実際の奨学金返済額 143,000円 (=13,000円×11か月)
- ウ. 補助基準額 550,000円 (=50,000円×11か月)
- ※対象者が奨学金返済を滞納した場合、滞納した月を除いた月数で奨学金返済額(イ)を算出することとなります。 滞納した月分の奨学金手当等を法人が支給していたとしても、奨学金返済額(イ)が支給額(ア)より低い額であれば、 奨学金返済額が選定額となります。

最後に

お問合せ

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 介護人材育成担当

HP: https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/

TEL: 03-6302-0280 FAX: 03-3344-8531

MAIL:syogakukin@fukushizaidan.jp

※お問い合わせは、「質問票」を用いてFAXまたはメールにてお願いいたします。

※交付申請書・実績報告書様式は、上記東京都福祉保健財団HPに掲載予定です。

ありがとうございました。